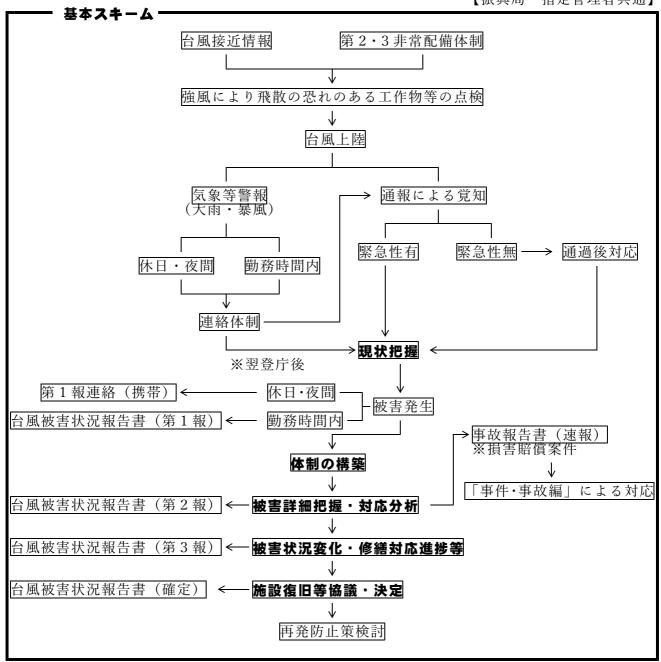
2-1. 台風対応編

海扁 【振興局・指定管理者共通】



1. 現状把握

事項	内容
指定管理者等による団地巡回	○団地周辺、共同施設の目視 ○ライフラインの稼働状況点検 ○入居者からの通報内容確認 ※第2非常配備基準以 上となった場合は、振 興局職員も協力
現状把握・緊急対応 ※速やかに地震被害状況報告書 (第1報)の提出	○休日・夜間時における被害内容報告につ ※ 被害が確認いては、課長補佐 (住籍理·蘔管理) あて連絡 ○被害箇所の写真による記録 ○供給事業者への連絡 ○被害拡大防止のための安全対策の実施 ○人的被害への速やかな対応 ・負傷者の状況把握・病院への搬送 ・一時避難場所又は指定避難所への誘導・公営住宅への一時入居

2. 初動体制の確立

	建設指導課内初動体制				
	総合調整	入居者対応	原因調査・復旧	関係機関連絡調整	
※地方連絡本部又は地方対策本部が設置された場合は、その指示に基づく体制を確立					

3. 被害詳細把握·対応分析

事 項	内容
台風情報	○気象警報発令内容○当該市町の平均風速、瞬間風速、雨量など
被害状況等	○施設被害、人的被害の詳細把握○ライフライン等の復旧状況○破損箇所への修繕工事発注状況○入居者の避難状況○入居者等の所有物への被害把握

4. 施設復旧等協議・決定

事 項	内容
	○原状復旧に向けた修繕等について住宅課と協議 ○災害(火災の場合は地震による火災に限る。)により既 設の公営住宅が滅失又は著しく損傷した場合には、建設 等と同率で国庫補助が行われる(公営住宅法第8条第3 項)。 災害による公営住宅の補修に要する費用が「1戸当たり 11万円以上」で補修費の合計額が1事業主体で290 万円以上が要件
入居者対応	○被災した入居者の今後の居住先について、必要に応じて 当該市町営住宅への入居協議 ○被災した入居者からの要望等を聞き取り、一時入居から 特定入居への切替

5. その他

〈公の営造物の管理瑕疵〉

- ○国家賠償法第2条では、「道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があったために損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。」と規定。
 ○台風による倒木などで入居者等の所有物(車両など)に被害を与えた場合には、これまでの施設の管理状態や最大瞬間風速などの気象データなどから管理瑕疵の有無を判断するため、「事件・事故編」に基づいた対応を行うことが必要